

USPTO が再審査請求に関する規則改正（最終版）を公表

2007 年 4 月 19 日
JETRO NY 澤井、中山

USPTOは、再審査請求に関する特許規則改正の最終版を16日付けフェデラルレジスター（官報）¹で公表した。本規則改正は、既報²のとおり、昨年3月30日付け官報で提案され、同改正案に対するパブリックコメントの手続きを経て、今般最終版として公表されたもの。

主な改正内容は、当事者系再審査において、オフィスアクションに対し、特許権者が十分な理由なしに補足的応答書類(supplemental response)を提出することを禁止するなど、当事者系再審査における補足的応答書類の提出を現行より制限するもの(既報②参照)。この他、通信あて先(correspondence address)規定の改正に加え、現行規則の明確化・誤記修正等が施されたものとなっている。

なお、当初の提案には、USPTOによる再審査の要否決定の前にも特許権者が陳述書等を提出できるといった書類提出の時期的制限の緩和策が盛り込まれていたが(既報①参照)、不必要な業務負担による手続きの遅延や、当該提案が特許権者に有利に働くことにより第三者による再審査請求のインセンティブを喪失させるとした知的財産権者協会(IPO)等のコメントを受けて、今回の改正では見送ることとされた。

本改正規則は本年 5 月 16 日に施行される。

(了)

¹<http://www.uspto.gov/web/offices/com/sol/notices/72fr18892.pdf>

²2006 年 4 月 6 日付知財ニュース「USPTO が再審査請求に関する規則改正案を公表」を参照